

平成30年第6回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年9月13日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 4号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 4 議案第45号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第46号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第47号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第48号 平成30年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第49号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第50号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第51号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第52号 平成30年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 認定第 1号 平成29年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 2号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 3号 平成29年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 4号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 5号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 6号 平成29年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 7号 平成29年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 8号 平成29年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
- 第20 発議第 7号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（10名）

1番 村田 定人 君

2番 金木 直文 君

| | |
|-----------|-----------|
| 3番 阿部和也君 | 4番 船本秀雄君 |
| 5番 小寺光一君 | 7番 平山美知子君 |
| 8番 磯野直君 | 9番 逢坂照雄君 |
| 10番 寺沢孝毅君 | 11番 熊谷俊幸君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | |
|---------------------------|--------|
| 町長 | 駒井久晃君 |
| 副町長 | 江良貢君 |
| 教育長 | 山口芳徳君 |
| 監査委員 | 鈴木典生君 |
| 農業委員会会長 | 高見忠芳君 |
| 会計管理者 | 熊木良美君 |
| 総務課長 兼電算共同化 推進室長 | 飯作昌巳君 |
| 総務課総務係長 | 山田太志君 |
| 地域振興課長 | 酒井峰高君 |
| 財務課長 | 大平良治君 |
| 財務課主幹 兼財政係長 管財係長 | 清水聡志君 |
| 財務課税務係長 | 山川恵生君 |
| 町民課長兼住宅係長 | 室谷眞二君 |
| 町民課主幹兼環境衛生係長 | 木村和美君 |
| 町民課総合受付係長 | 蟻戸貴之君 |
| 町民課町民生活係長 | 道端篤志君 |
| 福祉課長 | 今村裕之君 |
| 福祉課子ども係長 | 木村謙彦君 |
| 福祉課国保医療年金係長 | 室谷みどり君 |
| 健康支援課長 | 豊島明彦君 |
| 健康支援課 地域包括支援 センター室長 | 奥山洋美君 |
| 健康支援課主幹兼保健係長 | 棟方富輝君 |
| 健康支援課介護保険係長 | 金丸貴典君 |
| 建設課長 | 敦賀哲也君 |
| 建築課主任技士兼建築係長 | 石川隆一君 |

| | |
|-------------------|-----------|
| 建築課主任技士兼土木港湾係長 | 笹 浪 満 君 |
| 建設課管理係長 | 宇 野 延 仁 君 |
| 建設課土木港湾係主査 | 山 平 博 久 君 |
| 上下水道課長 | 宮 崎 寧 大 君 |
| 上下水道課主任技士兼業務係長 | 吉 田 吉 信 君 |
| 上下水道課管理係長 | 逢 坂 信 吾 君 |
| 上下水道課業務係主査 | 小笠原 聡 君 |
| 農林水産課長 | 鈴 木 繁 君 |
| 農林水産課農政係長 | 更 科 信 輔 君 |
| 農林水産課水産林務係長 | 木 村 康 治 君 |
| 商工観光係長 | 高 橋 伸 君 |
| 商工観光課観光振興係長 | 富 樫 潤 君 |
| 商工観光課商工労働係長 | 大 西 将 樹 君 |
| 天売支所長 | 金 子 伸 二 君 |
| 焼尻支所長 | 熊 谷 裕 治 君 |
| 学校管理課長兼学校給食センター所長 | 春日井 征 輝 君 |
| 社会教育課長兼公民館長 | 渡 辺 博 樹 君 |
| 体育振興係長 | |
| 学校管理課総務係長 | 近 藤 優 樹 君 |
| 学校管理課学校教育係長 | 藤 井 延 佳 君 |
| 学校管理課学校教育係主査 | 中 佐 元 基 君 |
| 社会教育課社会教育係長 | 高 橋 司 君 |
| 社会教育課体育振興係主査 | 近 藤 健 弘 君 |
| 農業委員会事務局長 | 伊 藤 雅 紀 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 飯 作 昌 巳 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 井 上 顕 君 |
| 総務係長 | 杉 野 浩 君 |
| 書 記 | 土清水 彬 君 |

◎開議の宣告

○議長（熊谷俊幸君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊谷俊幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 小寺光一君 7番 平山美知子君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（熊谷俊幸君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、議会運営委員会副委員長から議会運営委員会委員長の互選の結果の報告がありましたので、議会の運営に関する基準により報告します。議会運営委員会委員長は1番、村田定人君であります。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第4号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第3、報告第4号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第4号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めらるるものであります。

平成30年9月12日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率であります。①の実質赤字比率につきましては一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率となりますが、羽幌町は黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

②の連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足

額の標準財政規模に対する比率となりますが、これについても黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

③の実質公債費比率につきましては、公債費相当額に充当した一般財源の標準財政規模に占める割合の過去3年度の平均値となりますが、10.4%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

④の将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金や将来支出の可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したものであります。9.5%となっており、早期健全化基準の350%を下回っております。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状況は健全であることをあらわしております。

2、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、①の水道事業会計、②の簡易水道事業特別会計、③の下水道事業特別会計、④の港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることをあらわしております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これから報告第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第45号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第4、議案第45号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第45号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年9月12日提出、羽幌町長。

提案理由は、地方税法施行令等一部を改正する政令（平成30年政令第125号）の公布に伴い、中低所得層の保険税負担が増大しないよう課税限度額を引き上げる改正をしようとするものであります。

羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年条例第10号）の一部を次のように改正する。

条文を読み上げますが、別途お配りしております議案第45号 羽幌町国民健康保険税条例新旧対照表につきましてもごらん願います。左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

それでは、条文を読み上げます。第2条第2項ただし書及び第23条中「54万円」を「58万円」に改める。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の羽幌町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が改正条文であります。今回の改正により課税限度額は現行の89万円から93万円に引き上げられることとなります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これから議案第45号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号～議案第52号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第5、議案第46号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）、日程第6、議案第47号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第48号 平成30年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議案第49号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第50号 平成30年度羽幌町下水道事業特別

会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第51号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第52号 平成30年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成30年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,237万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,931万7,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出において2款総務費、自治振興費において空き家対策補助金753万5,000円の補正は、解体補助等に係る申請件数の増加見込みによるものであります。

次に、3款民生費、児童措置費において児童手当交付金（国庫）返還金417万7,000円の補正は、前年度の国庫交付額確定に伴うものであります。

次に、4款衛生費、保健衛生費において遠隔医療促進事業269万9,000円の補正は、遠隔医療システムの体制整備を検討するため学識経験者やコンサルタント等の専門家から助言を受けるための経費であり、全額道補助金で賄われます。今回補正をいたします一般会計の財源であります。特定財源として先ほど申し上げました道補助金と交付決定を受けたいきいきふるさと推進事業助成金260万円のほか、不足いたします1,708万円につきましては前年度繰越金を充てております。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ111万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,811万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、前年度療養給付費の確定に伴う療養給付交付金返還金となっており、財源につきましては前年度繰越金を充てております。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ74万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,074万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、後期高齢者医療制度に係る保険料軽減特例の改正に伴うシステム改修業務委託料となっており、財源につきましては国庫補助金及び前年度繰越金を充てております。

次に、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,732万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,132万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。保険事業勘定の歳出、1款総務費において国保

連合会負担金5万7,000円の補正は、国保連合会との通信回線をISDN回線から光回線に移行することに伴うものであります。

同じく5款基金積立金において介護給付費等準備基金積立金2,999万9,000円の補正は、平成27年度から29年度までの余剰金相当額を基金へ積み立てるものであります。

同じく6款諸支出金において介護給付費返還金1,227万1,000円の補正は、介護保険給付費の公費負担分等の翌年度精算に伴うものであります。

次に、介護サービス事業勘定の歳出、2款事業費において特別養護老人ホーム整備基金積立金500万円の補正は、指定管理者からの施設納付金を基金へ積み立てるものであります。財源につきましては、各事業勘定とも一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てております。

次に、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ162万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,062万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、下水道接続件数の増加見込みによる水洗便所改造等補助金の増額であり、財源につきましては一般会計繰入金を充てております。

次に、簡易水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ122万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,922万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、焼尻簡易水道において北海道が施工する砂防工事に伴う水道管移設補償工事について予定箇所の工事を来年度以降に行うこととなったため、工事請負費89万6,000円を減額するほか、焼尻配水池の配水流量計が故障したことから、その交換費用として工事請負費211万7,000円を増額するものであり、財源につきましては一般会計繰入金を充てております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。

資本的収入及び支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費において648万円の補正は、水道料金システムを更新するための費用であります。現在のシステムは平成8年に導入し、これまで改修等を行ってまいりましたが、最後のシステム更新から7年が経過しておりますことから、関連機器に係る部品が枯渇していることやシステムサポート期間が終了すること、さらに来年5月の元号改正への対応等の課題があります。これらのことを踏まえ、現行システムを改修せずシステムを更新することが妥当であると判断し、補正するもので、予算の総額を1億9,450万2,000円とするものであります。なお、システムの更新に伴い運用方式をクラウド型に変更し、データ管理の安全性を高めるほか、料金についてはコンビニエンスストアにおいても収納することが可能となり、利便性の向上や収納対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜ります

ようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の3ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正であります。戸籍業務の電算共同化事業につきましては、留萌地域電算共同化推進協議会が本年11月をめぐりにシステムの更新業務を発注し、作業については来年6月ごろまでかかることから、当初予算案提出時に本年度の負担額とともに債務負担行為につきましてもあわせて提出すべきところ漏れておりましたので、追加をさせていただきますものであります。

7ページをお開き願います。2款総務費、企画費の補正は、日本ハムファイターズパートナー協定事業に対するいきいきふるさと推進事業助成金の交付決定に伴う財源更正であります。

8ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において償還金利子及び割引料295万8,000円の補正は、障害者医療給付費等に係る前年度の国及び道負担金額の確定による返還金であります。

同じく、介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金5万8,000円の補正は、国保連合会負担金等の増に伴うものであります。

同じく、児童福祉費において特別旅費20万5,000円の補正は、離島地区で子育て支援事業を実施するための保育士の出張旅費であります。下段の子ども・子育て支援交付金（国庫）返還金49万7,000円の補正は、前年度の国庫交付金額確定によるものであります。

10ページをお開き願います。4款衛生費、環境衛生費において簡易水道事業特別会計繰出金211万7,000円の補正は、焼尻簡易水道での配水流量計交換工事に伴うものであります。また、環境基本計画推進事業に対するいきいきふるさと推進事業助成金の交付決定に伴い財源更正を行っております。

次に、8款土木費、都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金162万5,000円の補正は、水洗便所改造等補助金の増加見込みによるものであります。

次に、10款教育費、体育振興費の補正は、マラソン大会開催事業に対するいきいきふるさと推進事業助成金の交付決定に伴う財源更正であります。

次に、11款災害復旧費、農業施設災害復旧費において農業用施設災害復旧工事請負費50万8,000円の補正は、本年7月2日から3日にかけての大雨により朝日地区において農業用排水路の増水に伴い水田のり面の一部が崩落したことから、補修工事を行うものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。国民健康保険事業特別会計ほか各特別会計並びに水道事業会計の補正につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） お諮りいたします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び債務負担行為一括して審議を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第46号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算及び債務負担行為一括して質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 7ページの空き家対策事業の補正についてお伺いいたします。

今回750万ほどの補正ということになっておりますけれども、その理由として空き家の解体が予定よりも進んだというようなことが述べられておりましたが、もうちょっと詳しくお聞きしたいというふうに思います。市街地区、それから離島地区のうちの天売、焼尻、それぞれ何件の解体があつて、補助金額というのは、それぞれの区分ごとで結構なので、どれぐらい支払われたのかということまずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町民課町民生活係長、道端篤志君。

○町民課町民生活係長（道端篤志君） お答えいたします。

天売が6件で、焼尻がゼロ件、羽幌が21件、合計27件となっております。

（「金額」と呼ぶ者あり）

○町民課町民生活係長（道端篤志君） 金額については、交付申請額が全部で1,253万5,000円となっております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） これたしか解体に係る経費、1件につき上限って決められていたかと思えますけれども、その上限額がそれぞれ支払われているような格好なのでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

上限額は解体等で最高50万となっておりますが、工事費が100万を満たないものも数件ございまして、若干上限というか、50万の補助をしていないものも数件ございます。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） こうやって予定よりも解体が進んでいくということは町の安全だとか、それから景観上も非常によろしいことだと思つて、私は歓迎しているわけですが、自分が居住している天売島のことをちょっと触れれば、かなりこの夏場にかけて一気に解体が進んだなというふうに見ております。業者も解体車等が入つて、同じ業者がずっと請け負つて解体を進めているというような形で見つていたのですけれども、町のほう

で押さえているかどうかちょっとわかりませんが、全ての解体に対して補助が払われているのか、それとも補助の申請がないとか、そういう形で補助なしで進められている部分もあるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

うちのほうに解体の補助申請があったものについては当然押さえておりますが、それ以外については状況までは把握できておりません。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） この空き家対策というのは、非常に大きな問題ですよ。持ち主がやはり解体する意思がなければ、そのままずっと未来永劫残っていく可能性もあるということで、周辺の住民も低気圧が来るたびに危険を感じたり、不安を感じたりということがあるので、これは議会、常任委員会等でもずっと議論を進めて、解決策について話し合いをしてきたわけですけれども、こうやって生まれた機運をやはり逃さずに、さらにそういう補助制度の広報だとか、あるいは特に離島地区なんかはそういう業者が入ってきたときに一緒にやってもらうということによって解体費が効率よく負担少なくてできるという場合もございますので、そういうタイミングを本当に逃さず広報していただきたいというふうにまず思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

広報のほうにつきましては、うちのほうで把握している空き家についてはそれぞれ個人ごとに制度のパンフレット入れたり、現況の説明を電話等でさせていただいて、解体、適切な維持管理についてご説明をさせていただいております。今回解体の補助件数が多くなっているわけですが、うちのほうで把握していない、まだそれほど程度がひどくないけれども、空き家になって間もないというものについての解体の申請が非常に多かったということがございまして、今年度はこのような感じで当初予算を上回ってしまったという状況にございます。引き続き私どものほうで押さえている空き家につきましては個別に制度の説明ですとか適正な維持管理についてご説明をさせていただくとともに、広報紙等々でこの補助制度の内容は町民に周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 補助制度使わずに解体されているところもあると思いますので、その辺の現地の状況の把握もした上で次の対策をとっていただきたいというふうに思います。

それと、この補正の中には空き家になっている家の改修費なんかの部分も含まれていすか。含まれているのであれば、その内訳もちょっとお知らせください。

○議長（熊谷俊幸君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

改修の補助については3件ございまして、金額として137万7,000円となっております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） わかりました。

別件でもう一つよろしいですか。

○議長（熊谷俊幸君） はい、どうぞ。

○10番（寺沢孝毅君） 10ページ、衛生費ですけれども、遠隔医療促進事業ということで補正がつけられております。これは、道の補助金も入っているという背景を見ますと、奥尻島なんかで進められてきた離島と、それから北海道側の医療機関を結ぶ遠隔医療の整備を行おうということの調査費というふうに考えるわけですが、そのような捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） お答えいたします。

議員ご質問のとおりでありまして、調査費というよりもつなぐシステムにつきましてどういったものが適切な、羽幌町に適したものになってくるのかということも含めまして調査研究していくということで、コンサルタント並びに見識者の方々のほうからのご意見を伺いながら行おうとする事業という形で考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 要するに光回線だとか、そういった類いの通信インフラという、その調査ということですか。

○議長（熊谷俊幸君） 健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） お答えいたします。

実際には今年度はその調査ということまでには行き着かないと思っております。まず、羽幌町にどういったものが適していて、また今回構築しようとしているシステムにつきましてはそれぞれ北海道の施設等を活用したシステムになってくるものでありますので、北海道のほうとの協議を経てその辺の中身を詰めるという形になりますので、それがどういったものになってくるのかというのは今後の協議の中で出てくるものだと思いますので、今この時点での中身としては光回線を使ったとか、そういった具体的なものにはちょっとお答えできるような状態にはなっておりません。ということをご理解いただければと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 前提として、天売、焼尻の両診療所と、それから道立羽幌病院を結ぶ遠隔医療を想定した調査ということでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） お答えします。

それらも含めまして、今年度におきましては各離島の診療所の先生方の意向も含めまし

て、それらを調査した上で有効に活用していけるかどうかということも検討をしていきたいということでありまして、それが、あと道立病院のほうでも協力体制というものも必要になってきますので、それらの機関においても協力体制を整えていただけるかということも含めての検討する期間ということに捉えております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 詳しいお話はここというよりも医療の特別委員会もございまして、そこである程度の見通しが出てきた調査の時点でご説明いただきたいというふうには思いますが、結構予算的にもついているわけですから、ある程度遠隔医療を進めようという意思のもとで着手しているという、そういう考え方でよろしいかどうか、そこだけ確認させてください。

○議長（熊谷俊幸君） 健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） お答えします。

前提としては、財源の中でのいろいろな問題はあるものの、前向きにそういった方向性で検討できるよう準備を進める事業という形で捉えております。

○議長（熊谷俊幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成30年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 平成30年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成30年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 平成30年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号、発議第7号

○議長(熊谷俊幸君) 日程第12、認定第1号 平成29年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第2号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別

会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第3号 平成29年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第4号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第5号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第6号 平成29年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第7号 平成29年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第8号 平成29年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第20、発議第7号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成29年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要をご説明いたします。

資料につきましては、羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。一般会計では、歳入決算額69億2,459万5,703円、歳出決算額68億8,965万5,875円、差し引き剰余金3,493万9,828円となっております。

それでは、初めに歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約5割を占める地方交付税は約30億6,442万円、前年度対比6,803万円、2.2%の減となっております。単位費用の減額が主なものであります。町税については7億588万円、前年度対比587万円、0.8%の減となっております。町たばこ税の減額が主なものであります。国庫支出金は羽幌小学校改築事業などで約1億1,913万円の減額、道支出金は介護保険関連基盤整備事業の完了などで約3,773万円の減額となっております。歳入決算額では約69億2,460万円となり、前年度対比約1億5,669万円、2.2%の減となっております。

次に、歳出であります。主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で約10億8,632万円、前年度対比2億6,591万円の減となっております。事業完了などにより減少したものは、地域密着型サービス事業所整備事業補助、すこやか健康センター改修整備事業、橋梁補修事業、公営住宅整備事業、羽幌小学校改築事業などです。一方、増加したものは畜産担い手整備事業、道路新設改良事業、バラ園施設管理事業としてバラ園再整備工事、農村公園施設管理事業として遊具更新工事、教職員住宅建設

事業、天売高等学校活性化事業として学生寮用地、建物購入などが主なものであります。人件費は約10億4,828万円、前年度対比3,889万円の増、公債費は約7億9,743万円、前年度対比6,386万円の増となっております。歳出決算額では約68億8,966万円となり、前年度対比約2,773万円、0.4%の増となっております。

次に、特別会計であります。担当課長から説明をさせますので、私からの説明は省略させていただきます。

続きまして、水道事業会計をご説明いたします。収益的収支の収入では、給水人口及び給水戸数の減少などの影響により有収水量が0.8%減少しております。28年度との営業収益を比べますと152万9,416円の減額となった一方、支出においても配水及び給水費の工事請負費及び減価償却費の減少により支出全体で1,794万2,530円の減額となり、結果損益計算書では6,451万4,655円の純利益が生じたところであります。資本的収支では、浄水場受配電設備更新工事など建設改良費で3,070万4,800円、企業債償還金が5,380万9,366円で、支出総額は8,451万4,166円となっております。これに対して収入がありませんので、不足額の全額につきましては減債積立金及び留保資金等で補填したものであります。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は84.7%であり、前年度より1.0ポイント増加しており、公債費や繰出金の増加が主なものであります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、このたびの議会に報告しているとおりであります。実質公債費比率については10.4%、将来負担比率は9.5%といずれも早期健全化基準を下回り、財政健全化が図られているという判断ができるものであります。

以上、平成29年度各会計の決算概要をご説明いたしました。我が国の景気は緩やかな回復基調が続いていると言われていたものの、地方の経済は依然として厳しい状況で推移していることから、今後も羽幌町総合振興計画や羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設マネジメント計画等をもとに計画的かつ効果的な行財政運営を推進し、住民サービスの向上や地域経済の活性化を促進するとともに、新たな行政需要など情勢の変化にも的確に対応できるよう将来を見据えた健全財政の堅持に努めてまいりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） 次に、発議第7号の提案理由は、平成29年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第7号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に10番、寺沢孝毅君、副委員長に3番、阿部和也君を決定いたしましたので、報告します。

◎休会の議決

○議長（熊谷俊幸君） お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審査のため、これから9月14日まで休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、これから9月14日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開催いたします。各会計決算特別委員会の審査状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することといたします。

（午前11時13分）